

上出来BEST8で利用可能な 税制優遇制度に関するお知らせ

平成29年4月1日より中小企業投資促進税制の上乗せ措置は「中小企業経営強化税制」へ改組されました。中小企業者等が、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は税額控除を選択適用することができます。

※上出来BEST8での利用期間は、2019年12月導入分までとなります。

以下の商品をご購入のお客様で、各種条件に該当する場合、制度をご利用頂ける可能性があります。

対象となる
上出来BEST8
商品

事前登録番号	商品パック名
382-1409-545-140	上出来BEST8 土木フルパック
382-1409-549-140	上出来BEST8 土木フルパック+2
382-1409-550-140	上出来BEST8 土木フルパック+3
382-1409-551-140	上出来BEST8 電子納品パック①
382-1409-552-140	上出来BEST8 電子納品パック④
382-1409-553-140	上出来BEST8 電子納品パック⑤

「中小企業経営強化税制」に関して詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

税務上の手続きおよび制度利用可否に関して、詳しくは所轄税務署や担当省庁にご相談下さい。

税制の概要

- 青色申告している中小企業者等であること
 - ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（ただし大会社の子会社は対象外）
 - ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
 - ・ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
 - 経営力向上設備等の取得価額が単品 70万円以上であること
 - 経営力向上設備等を利用した経営力向上計画の認定を受けていること
- 原則として担当省庁に経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得します。**
- ※経営力向上計画の策定については、認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）にご相談下さい。
- ・ 即時償却または 税額控除10%（個人事業主または資本金3千万円以下の中小企業）
 - ・ 即時償却または 税額控除7%（資本金3千万円超の中小企業）

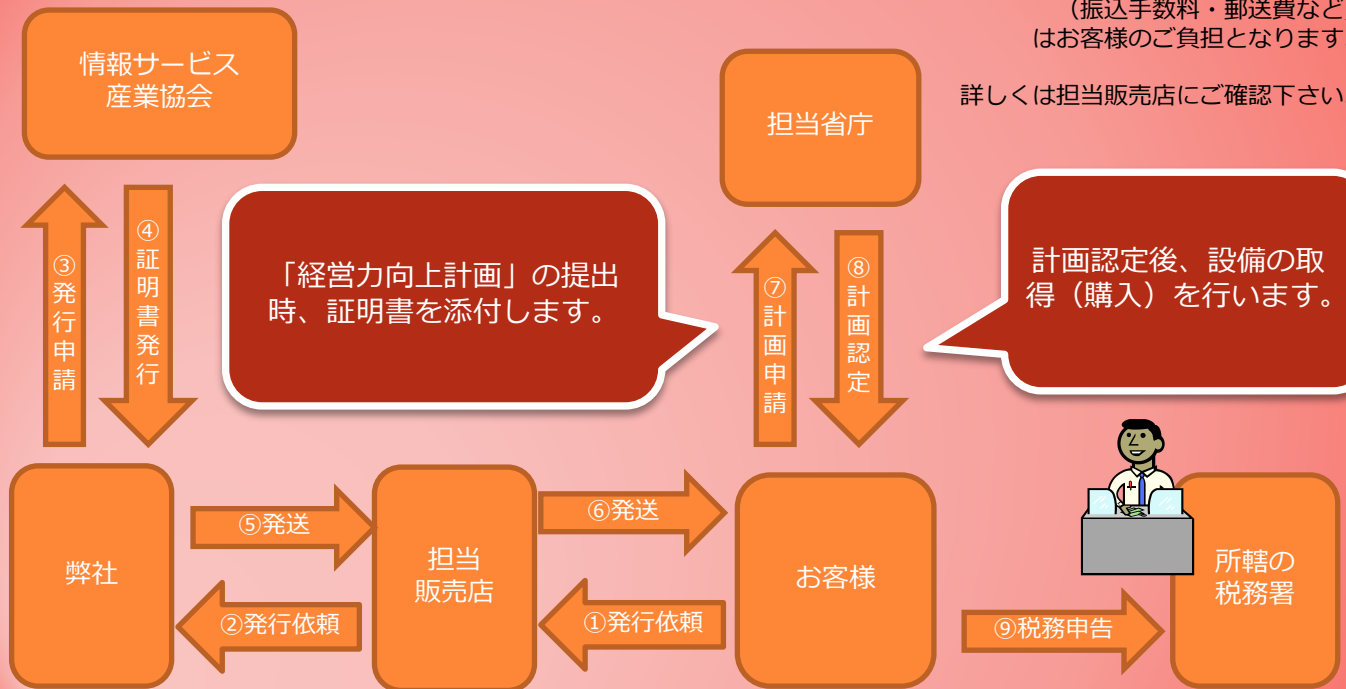
期間：**上出来BEST8での利用期間は、2019年12月導入分までとなります。**

※税務上の手続きおよび制度利用可否に関して、詳しくは所轄税務署や担当省庁にご相談下さい。

証明書発行の手続きと全体の流れ

証明書発行に係る情報サービス産業協会が定める発行手数料（証明書1通あたり3,000円）+手数料（振込手数料・郵送費など）はおお客様のご負担となります。

詳しくは担当販売店にご確認下さい。



税務上の手続きおよび制度利用可否に関して、詳しくは所轄税務署や担当省庁にご相談下さい。